

各 位

会 社 名 株式会社ヴィレッジヴァンガード  
コーポレーション代表者名 代表取締役社長 白川 篤典  
(JASDAQ・コード 2769)問合せ先 取締役管理本部長 滝島 知樹  
電話 052-769-1150

## (開示事項の経過報告)

# 当社連結子会社に対して提起された貸金返還請求訴訟 の判決の要旨に関するお知らせ

当社は、平成29年10月26日付けにて「当社連結子会社に対して提訴された貸金返還請求訴訟の判決に関するお知らせ」を開示いたしました。しかしながら、開示資料中「5. 判決の要旨」につきまして、提訴内容に対する判決の要旨についての詳細を把握することができず、判決の言渡し結果のみを開示するにとどめておりました。本日、名古屋地方裁判所より本貸金返還請求訴訟における判決の判決正本の送達があり、その内容について確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提訴され審理された訴訟の概要

当社連結子会社である TITICACA HONG KONG LIMITED において、株式会社チチカカ（以下、「チチカカ」といいます。）より借り入れている事業資金（金 3,000,000 香港ドル 日本円 約 45 百万円）の期限の利益の喪失条項に抵触したことによる返還請求、及び営業債権（金 7,321,182.96 香港ドル 日本円 約 105 百万円）の返還請求

#### 2. 判決の要旨

##### (1) 事業資金の返還請求

被告は、原告から借受けた、金 3,000,000 香港ドル（日本円約 45 百万円）及びその利息 126,509.37 香港ドル（日本円約 1 百万円）並びに平成 29 年 3 月 29 日から支払済みまで年 14%の割合による遅延損害金を支払え。

##### (2) 営業債権の返還請求

被告は、原告から購入した商品代金と他営業債務の合計である、金 7,321,182.96 香港ドル（日本円 約 105 百万円）を支払え。

##### (3) 上記に対する訴訟費用について

訴訟費用は被告の負担とする。

##### (4) 上記判決について

この判決は、上記 (1) (2) に限り、仮に執行することができる。

#### 3. 今後の見通し

本日、本件訴訟に対する判決正本にて詳細を確認いたしました。当社といたしましては、平成 29 年 10 月 26 日付けにて開示いたしましたとおり、チチカカに対し債務の弁済を保証する契約を行っておりませんので、TITICACA HONG KONG LIMITED の対応を見守っていく方針に変わりはありませんが、親会社として本判決の内容を精査してまいります。

今後、当社業績に影響を及ぼす事象が生じた場合は、判明し次第速やかに開示いたします。

以 上